

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて介護保険法関連法令に基づき、説明しなければならない内容を示したものです。(令和8年6月1日現在)

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 潤青会
代表者	理事長 野口 重信
所在地	加須市大越 1933 番

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所の名称	加須市三俣・樋遣川・大越高齢者相談センター利根いこいの里 (介護保険事業所番号：1103800049)
所在地	加須市大越 1933 番 電話 53-6557 FAX 53-7110
通常の実施地域	原則として、加須市

(2) 事業の目的及び運営の方針

社会福祉法人潤青会が開設する加須市三俣・樋遣川・大越高齢者相談センター利根いこいの里（以下「事業所」といいます。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」といいます。）の適正を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」といいます。）が、要支援状態またはそのおそれのある高齢者等（以下「利用者」といいます。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とします。

(3) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
営業時間	8時30分～17時15分

(4) 事業所の職員体制

管理者	橋本 将来
-----	-------

職 種	人員数	職務内容
管理者	1 人（常勤・兼務）	事業所の担当職員の管理、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
保健師等	1 人（常勤・兼務）	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。
介護支援専門員	2 人（常勤・兼務 1 人、 常勤・専従 1 人）	
社会福祉士	1 人（常勤・兼務）	

3. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（介護予防プラン作成等）を高齢者相談センターが委託した場合の事業とその事業所

（1）介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを高齢者相談センターから受託する事業者

事業者の名称	
代表者	
所在地	

（2）介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供する事業所

事業所の名称			
管理者			
所在地 (連絡先)			
営業日		営業時間	

4. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの利用料等 (1 単位 : 10.42 円)

介護予防支援	○介護予防支援費 4,605 円 (442 単位) / 月 ○初回加算 3,126 円 (300 単位) / 月 ※新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合について、当該指定介護予防支援を実施した最初の月に算定します。 ○委託連携加算 3,126 円 (300 単位) / 回 ※事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業者に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業者に提供し、当該指定居宅介護支援事業者における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として算定します。 ○介護予防支援処遇改善加算 ※総単位数に対して、2.1%分の介護職員等処遇改善加算が追加されます。
介護予防 ケアマネジメントA ※介護予防支援に相当する事業	○介護予防ケアマネジメントA 4,605 円 (442 単位) / 月 ○初回加算 3,126 円 (300 単位) / 月 ※新規に利用者に対し介護予防ケアマネジメントAを行った場合について、当該介護予防ケアマネジメントAを実施した最初の月に算定します。 ○委託連携加算 3,126 円 (300 単位) / 回 ※事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントAを指定居宅介護支援事業者に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業者に提供し、当該指定居宅介護支援事業者における介護予防ケアマネジメントAに係る計画の作成等に協力した場合、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として算定します。 ○介護予防ケアマネジメントA処遇改善加算 ※総単位数に対して、2.1%分の介護職員等処遇改善加算が追加されます。

介護予防 ケアマネジメントB ※サービス担当者会議及びモニタリングを省略した事業	○介護予防ケアマネジメントB 2,302 円（221 単位）／月 ○初回加算 3,126 円（300 単位）／月 ※新規に利用者に対し介護予防ケアマネジメントBを行った場合について、当該介護予防ケアマネジメントBを実施した最初の月に算定します。
介護予防 ケアマネジメントC ※サービス利用開始時のみ実施する事業	○介護予防ケアマネジメントC 2,302 円（221 単位）／月 ○初回加算 3,126 円（300 単位）／月 ※新規に利用者に対し介護予防ケアマネジメントCを行った場合について、当該介護予防ケアマネジメントCを実施した最初の月に算定します。

5. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する相談・苦情について

(1) 事業所の苦情処理の体制

【高齢者相談センターの窓口】 高齢者相談センター利根いこいの里	所在地 加須市大越 1933 番 電話番号 53-6557 担当者 橋本 将来 受付時間 8:30～17:15（月曜日～金曜日）
------------------------------------	---

(2) 公的機関の窓口

【市町村の窓口】 加須市高齢介護課	所在地 加須市三俣二丁目 1 番地 1 電話番号 0480-62-1111（内線 105） 受付時間 8:30～17:15（月曜日～金曜日）
【公的団体の窓口】 埼玉県国民健康保険団体連合会	所在地 さいたま市中央区下落合 1704 電話番号 048-824-2568 受付時間 8:30～12:00、13:00～17:00 （月曜日～金曜日）

令和 年 月 日

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

加須市三俣・樋遣川・大越高齢者相談センター利根いこいの里

所在地 加須市大越 1933 番
法人名 社会福祉法人 潤青会
代表者名 理事長 野口 重信
説明者氏名 橋本 将来 印

上記内容の説明を市（事業者）から確かに受けました。

利用者 住 所 加須市
氏 名 印

上記代理人 （代理人を選定した場合）

住 所
氏 名 印